

実務研究

日本税務会計学会
令和7年2月 月次研究会



中島 吉央（豊島）

上場株式と暗号資産取引の所得区分 （事業所得となるのか?）

Ⅰ 上場株式取引の所得区分

- 1 株式等の譲渡に係る所得区分の判定
株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、上場株式等は流動性が高いことから営利を目的として継続的に行われている可能性が高いとして事業所得又は雑所得に区分しうるものとする一方、一般株式等は流動性が低いとして譲渡所得に区分し、上場株式等であっても、その株式等の所有期間が1年超にわたるものの所得の実現は保有期間中の値上り益の実現とみて、譲渡所得に区分するものとされている（措通37の10・37の11共12、国税庁質疑応答事例「投資一任口座（ラップ口座）における株取引の所得区分」回答要旨）。
- 2 申告分離課税
過去においては、株式取引によって生じた損失が事業所得金額の計算上生じたものとされた場合、給与所得など他の所得と損益通算ができた時代もあった。ただし、現在は、上場株式等の譲渡による所得は、それが事業所得にあたるか、譲渡所得にあたるか、それとも雑所得にあたるかを問わず、申告分離課税による課税方式であり、また、所得区分（譲渡所得、事業所得、雑所得）にかかわらず、それらの所得相互において通算が可能となっている（措法37の11）。

また、信用取引等の方法による上場株式等の譲渡による所得は事業所得又は雑所得として取り扱って差し支えないとされている（措法37の11の3②、措通37の10・37の11共12（注））。これは、通常、上場株式等の所有期間が1年超になる

となる暗号資産や海外FX取引の所得のように、それが、事業所得なのか否かについて、一定の場合（次3記載）を除き、そこまで意識する必要がないのが実情であろう。

- 3 上場株式等の譲渡所得と雑所得、事業所得の違い
上場株式等の譲渡による所得区分で譲渡所得なのか否かで、以下のように、取り扱いの違いがある。
(1) 譲渡所得の場合
譲渡所得の場合のみ、「相続税額の取得費加算の特例（措法39）」や、「保証

Ⅱ 暗号資産取引の所得区分

- 1 概要
総合課税における事業所得、雑所得（公的年金等に係るものを除く。以下同じ。）の所得金額の計算方法は、ともに「総収入金額－必要経費」であり、大きな違いはない（所法27②、35②）。

そのため、上場株式等の譲渡所得「等」というようにひとまとめで取り扱われ、上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とされている。

よって、総合課税の対象

債務を履行した場合の特例（所法64②）が認められている。なお、譲渡費用（資産の譲渡に要した費用）は、学説、裁判例共に限定的に解釈されている。

- (2) 事業所得、雑所得の場合
控除できる必要経費として、証券会社等に支払う口座保管料、投資顧問料、管理費等が考えられる。例えば、口座保管料等は、雑所得、事業所得の場合には必要経費となるが、譲渡のため直接に必要な経費ではないため、譲渡所得の譲渡費用には該当しないということになる。

2 暗号資産取引の所得区分

- 2 暗号資産取引の所得区分の判定
令和4年10月、所得税基本通達35-1、35-2が改正され、以下のことが示された。

暗号資産は、本来、譲渡所得の基因とならない資産であり、暗号資産の譲渡から生ずる所得は「その他雑所得」に該当（所基通35-1

1⑫）するが、営利を目的として継続的に行う暗号資産の譲渡から生ずる所得は「業務に係る雑所得」や「事業所得」に該当する（所基通35-1⑫）カッコ書、35-2）。なお、事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定することとされている（所基通35-12（注））。

- また、上記通達の改正に伴い、同年12月に、「暗号資産に関する税務上の取扱について（情報）」（以下「FAQ」という。）も改正された。

改正後は、暗号資産取引

により生じた損益は、原則として、「その他雑所得」に区分されるが、その年の暗号資産取引に係る収入金額が300万円を超える場合で、暗号資産取引に係る帳簿書類の保存がある場合は原則として「事業所得」に、帳簿書類の保存がない場合は原則として「業務に係る雑所得」にそれぞれ区分するとされた（FAQ2-12）。

一見すると、収入金額が300万円を超えて、帳簿書類の保存があれば事業所得になるように思えるが、この点については慎重に検討する必要があると思う。過去の事業所得か否かで争

われた税務裁判例（名古屋地裁昭和60年4月26日判決・行集36巻4号589頁、東京地裁平成23年2月18日判決・税資261号128順号11618）、東京高裁平成23年7月27日判決・税資261号1132（順号11722）等）では、(1) 営利性、有償性及び反復継続性の有無、(2) 自己の危険と計画による企画遂行性の有無、(3) その者が費やした精神的及び肉体的労力の程度、(4) 人的設備及び物的設備の有無、(5) 資金の調達方法、(6) その者の職業・経験、社会的地位、生活状況、(7) 相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性等といった諸要素を総合的に検討して社会通念に照らして事業所得であるか否か判断されている。

- 投資目的の取引で事業所得か否かで争われた事例では、諸要素のうちの「(7) 相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性」が特に重要視される傾向にあり、例えば、東京地裁平成23年2月18日判決では、以下のように判示してFX取引の事業性を否定した。

「FX取引は、一定の証拠金を預託して、その数倍から数十倍の価値の外貨の売買を行う取引であり、大きな利益を期待することができ、一方、多額の損失を被る可能性のある極めて投機性の高い取引であり、長期的に相当程度安定した収益を得る可能性は乏しいといわざるを得ないことなどからすると、本件FX取引は、社会通念に照らし「対価を得て継続的に行う事業」であるとは認められないというべきである。」

なお、「その他雑所得」、あるいは「業務に係る雑所得」なのかは、営利を目的として継続的に行っているかどうかで判断するということになる（所基通35-1⑫）カッコ書、35-2(7)）。

- 3 暗号資産売却における必要経費
暗号資産の売却による所得は、原則として「その他雑所得」に区分される（所基通35-1⑫）が、その場合、必要経費の範囲は暗号資産の譲渡原価その他暗号資産の売却等に際し直接必要な支出であると認められる部分に限られる。ただし、「事業所得」又は「業務に係る雑所得」に区分される場合には、「販売費、一般管理費その他その所得を生ずべき業務について生じた費用の額」（以下「販管費」という。）も必要経費に算入することができる（FAQ2-3）。

つまり、暗号資産の売却による所得が雑所得だとすると、「その他雑所得」なのか「業務に係る雑所得」なのかで、必要経費の範囲が変わってしまうところである。販管費については、セミナー参加費、書籍代や税理士報酬などが考えられる。

令和7年度税制改正大綱の検討事項として、暗号資産取引に係る課税が取り上げられており、税制の見直し（申告分離課税の導入等）が行われるのが注目される。

- 4 税制改正
令和7年度税制改正大綱の検討事項として、暗号資産取引に係る課税が取り上げられており、税制の見直し（申告分離課税の導入等）が行われるのが注目される。

令和7年度税制改正大綱の検討事項として、暗号資産取引に係る課税が取り上げられており、税制の見直し（申告分離課税の導入等）が行われるのが注目される。